

議第71号

高山市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

高山市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年5月30日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い改正しようとする。

高山市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高山市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年高山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定）</p> <p>第2条 令和元年10月1日から起算して5年を経過する日までの間、認可外保育施設に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給は、同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である認可外保育施設のうち次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たすものが提供する同項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。</p> <p>(1) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の数が6人以上であるものは、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>カ 健康管理及び安全確保</p> <p>（ア）～（タ） （略）</p>	<p>（施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定）</p> <p>第2条 令和元年10月1日から起算して5年を経過する日までの間、認可外保育施設に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給は、同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である認可外保育施設のうち次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たすものが提供する同項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。</p> <p>(1) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の数が6人以上であるものは、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>カ 健康管理及び安全確保</p> <p>（ア）～（タ） （略）</p> <p><u>（チ） 小学校就学前子どもの送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に小学校就学前子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）が日常的に運行されているときは、当該自動車にブザ</u></p>

(チ)～(ノ) (略)

(2) (略)

(3) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであって、複数の保育に従事する者を雇用しているものは、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

ア～ウ (略)

エ 第1号ア(ウ)及び(エ)、エ(ア)から(エ)まで及び(カ)から(サ)まで並びにカ(ア)、(エ)及び(キ)から(ノ)までに掲げる全ての事項を満たしていること。この場合において、同号エ(イ)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、(ウ)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、(カ)中「施設長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、カ(ア)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、(キ)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、(コ)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、(ニ)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」

一その他の車内の小学校就学前子ども  
の見落としを防止する装置を備え、こ  
れを用いて(タ)に定める所在の確認  
(小学校就学前子どもの降車の際に限  
る。)が行われていること。

(ツ)～(ハ) (略)

(2) (略)

(3) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであって、複数の保育に従事する者を雇用しているものは、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

ア～ウ (略)

エ 第1号ア(ウ)及び(エ)、エ(ア)から(エ)まで及び(カ)から(サ)まで並びにカ(ア)、(エ)及び(キ)から(ハ)までに掲げる全ての事項を満たしていること。この場合において、同号エ(イ)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、(ウ)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、(カ)中「施設長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、カ(ア)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、(キ)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、(コ)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、(ヌ)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」

と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

- (4) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであって、前号に掲げる施設以外のものは、次に掲げる全ての事項を満たすこと。

ア～ウ (略)

エ 第1号ア(ウ)及び(エ)、エ(ア)から(エ)まで、(カ)前段、(キ)、(ク)、(コ)及び(サ)並びにカ(ア)、(エ)及び(キ)から(ノ)までに掲げる全ての事項を満たしていること。この場合において、同号エ(イ)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、(ウ)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、カ(ア)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、(エ)中「採用時及び1年に1回」とあるのは「1年に1回」と、(キ)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、(コ)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、(ニ)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と、(ノ)中「職員及び保育」とあるのは「保育」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

- (4) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであって、前号に掲げる施設以外のものは、次に掲げる全ての事項を満たすこと。

ア～ウ (略)

エ 第1号ア(ウ)及び(エ)、エ(ア)から(エ)まで、(カ)前段、(キ)、(ク)、(コ)及び(サ)並びにカ(ア)、(エ)及び(キ)から(ハ)までに掲げる全ての事項を満たしていること。この場合において、同号エ(イ)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、(ウ)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、カ(ア)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、(エ)中「採用時及び1年に1回」とあるのは「1年に1回」と、(キ)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、(コ)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、(ヌ)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と、(ハ)中「職員及び保育」とあるのは「保育」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

この条例は、公布の日から施行する。